

## 入札心得書（大野城市）

- 1 入札参加者は、入札について他の業者と談合もしくは何等の協議をしてはならない。
- 2 入札説明会及び入札日時までに参加なき場合は棄権とみなす。
- 3 大野城市財務規則第93条に該当する入札又は次の事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 談合又は不正手段によると認められる入札
  - (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
  - (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札
  - (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (5) 2通以上による入札
  - (6) 記名押印がない入札
  - (7) 金額を訂正した入札
  - (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (9) 工事において、入札金額の内訳書の添付がない入札  
(ただし、2回目以降は除く)
  - (10) 工事において、入札書と入札金額の内訳書に記載された金額が相違している入札
  - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- 4 入札参加者は、競争入札通知書の発信者あての入札書（指定用紙）に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、工事については、入札金額の内訳書を添付し、指定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。なお、入札書は封筒に入れられないこと。
- 5 代理人が入札する場合は、必ず委任状（競争入札通知書の発信者あて）を提出しなければならない。なお、その場合は、社名、住所、代表者の役職及び氏名並びに代理人の氏名を記入の上、代理人の印鑑にて入札すること。
- 6 入札人は入札書を一旦入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 7 仕様書等の疑義に対する説明は、定められた期限までに求め、入札後はこれらの異議等は一切認めない。

- 8 仕様書等を電子メール以外の方法で受領した場合は、入札後必ず返却すること。
- 9 入札人のうち、予定価格以内（最低制限価格を付した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格を入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を定める。なお、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格に満たない入札をした者は、再度の入札に加わることができない。開札の結果、落札者がいない場合は再入札とし、再入札を含め2回入札を行った結果なお落札者がいないときは、原則として入札会を打ち切る。
- 10 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書又は入札条件で別の方法が指定されている場合は、それに従うこと。
- 11 落札者は、契約金額の10パーセント以上の契約保証金を納付して、落札又は決定の通知の日から7日以内に契約を締結しなければならない。
- 12 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。
- 13 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について、不利益な取り扱いは受けない。
- 14 入札を辞退するときは、次の事項に掲げるところにより申し出なければならない。
  - (1) 原則として、入札執行前日までに、入札辞退届を契約担当課に直接持参又は郵送の場合必着とすること。
  - (2) 入札執行当日にあっては、その旨を入札書に記載し、入札箱に投入すること。
- 15 原則として、入札参加者が1者の場合、入札の執行は中止する。
- 16 落札者は、契約書を契約担当者に提出する際に契約約款に規定する暴力団排除条項第1項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書を提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は契約を締結しないものとする。
- 17 上記に掲げる事項のほか、大野城市財務規則（昭和53年規則第3号）及び入札に関する諸法令をまもらなければならない。